

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文 目次

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	1
二 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）	31

改正案		現行	
<p>(一)</p> <p>法第二十条の規定が適用される建築物</p> <p>令第三章第二節の規定が適用される建築物</p>		<p>(い)</p>	
<p>図書の書類</p>	<p>明示すべき事項</p>	<p>図書の書類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p>	<p>一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p>	<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p>	<p>一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p>
<p>(一)</p> <p>法第二十条の規定が適用される建築物</p> <p>令第三章第二節の規定が適用される建築物</p>		<p>(い)</p>	
<p>(ろ)</p>		<p>(ろ)</p>	
<p>図書の書類</p>	<p>明示すべき事項</p>	<p>図書の書類</p>	<p>明示すべき事項</p>
<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p>	<p>一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p>	<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p>	<p>一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p>

(確認申請書の様式)
第一条の三 (略)
一 一六 (略)

(確認申請書の様式)
第一条の三 (略)
一 一六 (略)

	り付けるものの取付け部分の構造方法	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置	(略)	(略)	令第三十八条第三項若しくは第四項又は令第三十九条第二項若しくは第三項の規定に適合	令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法 令第三十九条第二項に規定す
--	-------------------	-----------	---	-----	-----	--	---

	り付けるものの取り付け部分の構造方法	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止の措置	(略)	(略)	令第三十八条第三項若しくは第四項又は令第三十九条第二項若しくは第三項の規定に適合することの確認	(新設) 令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法 令第三十九条第二項に規定す
--	--------------------	-----------	--	-----	-----	---	---

	(十一)	(略)	
	法第二十八条の二の規定が適用される建築物	(略)	
		(略)	
	使用建築材料表	(略)	することの確認に必要な図書
令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第一項第十二号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第一項第十二号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	(略)	る構造方法への適合性審査に必要な事項
令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第		(略)	令第三十九条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		(略)	
	(十一)	(略)	
	法第二十八条の二の規定が適用される建築物	(略)	
		(略)	
	使用建築材料表	(略)	に必要な図書
令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第一項第十一号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第三条の二第一項第十一号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	(略)	る構造方法への適合性審査に必要な事項
令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表及び第		(略)	(新設)

(二十六)	(二十五)	(二十四)	(略)		三 四 (略)	(略)		
令第四十六条第四項の表一	特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定を受けたものとする建築物	外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第二十二條の二第二号口の認定を受けたものとする建築物	(略)	(い)	(略)	(略)		
令第四十六条第四項の表一の	令第三十九条第三項に係る認定書の写し	令第二十二條の二第二号口に係る認定書の写し	(略)	(ろ)	(略)	(略)	三条の二第一項第十二号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。)	

(二十五)	(新設)	(二十四)	(略)		三 四 (略)	(略)		
令第四十六条第四項の表一	(新設)	外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第二十二條の二第二号口の認定を受けたものとする建築物	(略)	(い)	(略)	(略)		
令第四十六条第四項の表一の	(新設)	令第二十二條の二第二号口に係る認定書の写し	(略)	(ろ)	(略)	(略)	三条の二第一項第十一号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。)	

百二十 九条の 四から 第二百 十九條 の十一 までの 規定が 適用さ れるエ レベ ーター	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	(略)	(略)	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造
令第二百二十九條の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第二百二十九條の四第三項第六号の構造計算の結果及びその算出方法	(略)	令第二百二十九條の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別

百二十 九条の 四から 第二百 十九條 の十一 までの 規定が 適用さ れるエ レベ ーター	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	(略)	(略)	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造
(新設)	(新設)	(略)	(新設)	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別

								令第百二十九条の三		第一項		第二号		及び第二項第		二号並		びに第		百二十		九条の		十二の		規定が		適用さ		れるエ		スカレ		ーター	
								各階平面図		エスカレーターの様		書										エスカレーターの詳細図													
エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		エスカレーターの位置		エスカレーターの勾配及び揚程		エスカレーターの踏段の定格速度		保守点検の内容		通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置		エスカレーターの踏段の構造		エスカレーターの取付け部分の構造方法		エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造		エスカレーターの制動装置の構造																	

								令第百二十九条の三		第一項		第二号		及び第二項第		二号並		びに第		百二十		九条の		十二の		規定が		適用さ		れるエ		スカレ		ーター	
								(新設)		エスカレーターの様		書										エスカレーターの詳細図													
エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		(新設)		エスカレーターの勾配及び揚程		エスカレーターの踏段の定格速度		保守点検の内容		通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置		(新設)																							

(二十)	(十九)	(十八)	(略)		二	(略)				
令第二百二十九条の十二第二	令第二百二十九条の十二第一 項第六号の認定を受けたもの とする構造のエスカレー ター	令第二百二十九条の十第四項 の認定を受けたものとする 構造の安全装置を有するエ レベーター	(略)	(い)	(略)					
令第二百二十九条の十二第二項	令第二百二十九条の十二第一項 第六号に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十第四項に 係る認定書の写し	(略)	(ろ)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)

(十九)	(新設)	(十八)	(略)		二	(略)				
令第二百二十九条の十二第二	(新設)	令第二百二十九条の十第四項 の認定を受けたものとする 構造の安全装置を有するエ レベーター	(略)	(い)	(略)					
令第二百二十九条の十二第二項	(新設)	令第二百二十九条の十第四項に 係る認定書の写し	(略)	(ろ)	(略)	(略)	(略)	(略)	エスカレーターの踏段の構造 エスカレーターの主要な支持 部分の位置及び構造	(略)

	(十)	
	避雷設備を有する建築物	
	第一項の表の(六)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち	(十)項及び(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書
	前項の表一の(六)項の(ろ)欄に掲げる	を除く。)
	令第三百三十	
	六条の二の	
	十一第二号	
	の(十)項に掲	
	げる規定が	
	適用される	
	避雷設備に	
	係る図書(
	各階平面図	
	を除く。)	

二
6
9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)
第二条の二 (略)

一 三 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

	(十)	
	避雷設備を有する建築物	
	第一項の表の(六)項の(ろ)欄に掲げる	(九)項及び(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書
	前項の表一の(六)項の(ろ)欄に掲げる	を除く。)
	令第三百三十	
	六条の二の	
	十一第二号	
	の(十)項に掲	
	げる規定が	
	適用される	
	避雷設備に	
	係る図書(
	各階平面図	
	を除く。)	

二
6
9 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)
第二条の二 (略)

一 三 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

(七)		(六)	(略)	
避雷設備		エスカレ ター	(略)	(い)
第一条の三 第四項の表 二の(十)項の (ろ)欄に掲げ る図書及び 前項第一号 ロ(4)に掲げ	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	第一条の三 第四項の表 一の(十)項に 掲げるエス カレ ター 強度検証法 により検証 をした際の 計算書、同 項の表二の (十)項及び (十一)項の (ろ)欄に 掲げる図書 並びに前項 並びに前項 第一号ロ(4) に掲げる書 類	(略)	(ろ)
	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	(略)	(は)
			(略)	(に)
			(略)	(ほ)

(七)		(六)	(略)	
避雷設備		エスカレ ター	(略)	(い)
第一条の三 第四項の表 二の(十)項の (ろ)欄に掲げ る図書及び 前項第一号 ロ(4)に掲げ	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	第一条の三 第四項の表 一の(十)項に 掲げるエス カレ ター 強度検証法 により検証 をした際の 計算書、同 項の表二の (十)項及び (十一)項の (ろ)欄に 掲げる図書 並びに前項 並びに前項 第一号ロ(4) に掲げる書 類	(略)	(ろ)
	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	第一条の三 第四項の表 一の(ろ)欄に 掲げる図書 のうち令第 百三十六条 の二の十一	(略)	(は)
			(略)	(に)
			(略)	(ほ)

(五)	(略)	(い)	
	(略)	図書の書類	(ろ)
	(略)	明示すべき事項	
	(略)		
	(略)		

3～6 (略)
 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
 第三条 (略)
 一～三 (略)
 二 (略)

第二号の(十)項に掲げる規定が適用される避雷設備に係る図書(各階平面図を除く。)
 る書類

(五)	(略)	(い)	
	(略)	図書の書類	(ろ)
	(略)	明示すべき事項	
	(略)		
	(略)		

3～6 (略)
 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
 第三条 (略)
 一～三 (略)
 二 (略)

第二号の(十)項に掲げる規定が適用される避雷設備に係る図書(各階平面図を除く。)
 る書類

乗用エレベーター等」という。

令第二百二十九条の三第一項及び第二項並びに令第二百二十九条の四から令第二百九条の十までの規定が適用されるエレベーター		(略)	(略)	エレベーターの構造詳細図	(略)	エレベーターの荷重を算出した際の計算書
(略)	(略)	(略)	(略)	エレベーターの釣合おもりの構造	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	エレベーターの各部の固定荷重
(略)	(略)	(略)	(略)	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	エレベーターのかごの床面積

乗用エレベーター等」という。

令第二百二十九条の三第一項及び第二項並びに令第二百二十九条の四から令第二百九条の十までの規定が適用されるエレベーター		(略)	(略)	エレベーターの構造詳細図	(略)	エレベーターの荷重を算出した際の計算書
(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	エレベーターの各部の固定荷重
(略)	(略)	(略)	(略)	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	エレベーターのかごの床面積

令第二百二十九条の十二	第三項及び第二項並びに令第二百二十九条の十二	書	各階平面図	エレベーターの使用材料表	図書	認に必要な	定に適合す	第七号の規	第六号又は	の四第三項	百二十九条	用する令第	において準	三條第二項	令第四百十
保守点検の内容	速度	エスカレーターの階段の定格	エスカレーターの位置	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	エレベーターのかが及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別	（新設）									

令第二百二十九条の十二	第三項及び第二項並びに令第二百二十九条の十二	書	（新設）	エレベーターの使用材料表	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
保守点検の内容	速度	エスカレーターの階段の定格	（新設）	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	エレベーターのかが及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別	（新設）									

(六)								
令第四百四十四条の規定が適用される遊戯施設		の規定が適用されるエスカレーター						
遊戯施設の構造詳細図	(略)	(略)						エスカレーターの構造 詳細図
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造	(略)	(略)	(削る)	(略)	エスカレーターの制動装置の構造	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	エスカレーター の取付け部分 の構造方法	エスカレーターの踏段の構造
				通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置				

(六)								
令第四百四十四条の規定が適用される遊戯施設		の規定が適用されるエスカレーター						
遊戯施設の構造詳細図	(略)	(略)						エスカレーターの構造 詳細図
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造	(略)	(略)	エスカレーターの踏段の構造	(略)	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	(新設)		エスカレーター は物が挟まれ、又は障害物に 衝突することがないようにす るための措置

(略)		三													
(略)	(い)														
(略)			遊戯施設の使用材料表	図書	認に必要な	ることの確	定に適合す	第七号の規	第六号又は	の四第三項	百二十九条	用する令第	において準	令第四百十	(略)
(略)	(ろ)	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種類及び厚さ		結果及びその算出方法	四第三項第七号の構造計算の	て準用する令第二百二十九条の	令第四百四十四条第二項におい		結果及びその算出方法	四第三項第六号の構造計算の	て準用する令第二百二十九条の	令第四百四十四条第二項におい	(略)	(略)	遊戯施設の釣合おもりの構造

(略)		三							
(略)	(い)								
(略)			遊戯施設の使用材料表				(新設)	(略)	
(略)	(ろ)	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種類及び厚さ		(新設)		(新設)	(略)	(略)	(新設)

					(二)
(い)	(略)	(略)	(略)	(略)	エスカレ ーターで 観光のた めのもの
(ろ)	(略)	(略)	(略)	(略)	階段及び主要な支持部分 の構造を令第四百三十三 条第二項において準用する 令第四百二十九条の十二第 二項において準用する令 第四百二十九条の四第一 項第三号の認定を受けたも のとするもの
(は)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第四百三十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第二 項において準用する令 第四百二十九条の四第一 項第三号の認定に係る 認定書の写し
(に)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第四百三十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第二 項の認定に係る認定書 の写し
(ほ)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第四百三十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第一 項第六号の認定に係る 認定書の写し

					(二)
(い)	(略)	(略)	(略)	(略)	エスカレ ーターで 観光のた めのもの
(ろ)	(略)	(略)	(略)	(略)	階段及び主要な支持部分 の構造を令第四百三十三 条第二項において準用する 令第四百二十九条の十二第 二項において準用する令 第四百二十九条の四第一 項第三号の認定を受けたも のとするもの
(は)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)
(に)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)
(ほ)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第四百三十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第二 項の認定に係る認定書 の写し

			(二)	(一)
			令第四百十四條の二の表の(二)に掲げる工作物の部分を有する工作物	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又はトラス又はははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(五)項の(ろ)欄に掲げる図書のうちエスカレーター強度検証法により検証した際の計算書並びに同項の表三の(二)項の(ろ)欄及び(七)項の(ろ)欄に掲げる図書(令第四百四十三條第二項	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち構造詳細図(トラス又はトラス又はははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち平面図又は横断面図	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)
			令第四百十四條の二の表の(二)に掲げる工作物の部分を有する工作物	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又はトラス又はははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(五)項の(ろ)欄に掲げる図書のうちエスカレーター強度検証法により検証した際の計算書並びに同項の表三の(二)項の(ろ)欄及び(七)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち構造詳細図(トラス又はトラス又はははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち平面図又は横断面図	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)
			第一項の表一に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図	(略)
			トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法	(略)

(三)	
(略)	
(略)	において準用する令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写しを除く。
(略)	
(略)	
(略)	

5
5
8 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 七 (略)

八 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ぶりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十二号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料

(三)	
(略)	

5
5
8 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
 第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 七 (略)

八 構造耐力上主要な部分であつて、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ぶりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料

又は構造とする変更に限る。）

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（第十二号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあつては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

十一 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更）に限り、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)

(略)

十三・十四

(略)

(削除)

十五 (略)

又は構造とする変更に限る。）

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあつては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

(新設)

十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）

(略)

(略)

十二・十三

(略)

十四 天井の高さの変更

十五 (略)

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一・二 (略)

3 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 (略)

二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第一項第十二号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第一項第十二号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

4 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一・二 (略)

3 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 (略)

二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第八十二条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第一項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

四 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第一項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

4 (略)

別表第二（第十一条の二の三関係）

令第三十九条第三項の認定に係る評価	令第三十五条第一項の認定に係る評価	(略)	法第二十条第一号の認定に係る評価					(略)	(い)
			特定天井について安全性を有することを確かめる場合	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		
五十万円	八十万円	(略)	五十万円	二百万円	百五十万円	百二十万円	八十万円	五十万円	(ろ)

(新設)	令第三十五条第一項の認定に係る評価	(略)	法第二十条第一号の認定に係る評価					(略)	(い)
			(新設)	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		
(新設)	八十万円	(略)	(新設)	二百万円	百五十万円	百二十万円	八十万円	五十万円	(ろ)

令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る評価	(略)	令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価	七十万円
		令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十万円
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	(略)	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円
		令第二百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十万円
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	(略)		五十万円

別記

第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係)

確認申請書 (建築物)

令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る評価	(略)	令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価	七十万円
		令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十万円
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	(略)	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円
		(新設)	(新設)
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	(略)		五十万円

別記

第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係)

確認申請書 (建築物)

(第一面) ~ (第四面)
(略)

(第五面)

建築物の階別概要

- 【1. 番号】
- 【2. 階】
- 【3. 柱の小径】
- 【4. 横架材間の垂直距離】
- 【5. 階の高さ】
- 【6. 天井】

【4. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】

有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	()	()
【ロ.】	()	()
【ハ.】	()	()
【ニ.】	()	()
【ホ.】	()	()
【ヘ.】	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(略)

(注意)

- 1. ~ 5. (略)
- 6. 第五面関係
- ①~④ (略)

(第一面) ~ (第四面)
(略)

(第五面)

建築物の階別概要

- 【1. 番号】
- 【2. 階】
- 【3. 柱の小径】
- 【4. 横架材間の垂直距離】
- 【5. 階の高さ】
- 【6. 居室の天井の高さ】

【7. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	()	()
【ロ.】	()	()
【ハ.】	()	()
【ニ.】	()	()
【ホ.】	()	()
【ヘ.】	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(略)

(注意)

- 1. ~ 5. (略)
- 6. 第五面関係

⑤ 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥～⑧ (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係)

完了検査申請書

(第一面)～(第三面)
(略)
(第四面)

工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不場適の建築主に対して行った報告の内容)
構造耐力上主要な部分の防						

①～④ (略)
(新設)

⑤～⑦ (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係)

完了検査申請書

(第一面)～(第三面)
(略)
(第四面)

工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不場適の建築主に対して行った報告の内容)
構造耐力上主要な部分の防						

類及びその照合した内容並びに当該建築材料の構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）									
(略)									

(注意)

1. ～ 4. (略)
5. 第四面関係
 - ①～④ (略)
 - ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。
 - ⑥～⑪ (略)

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）

中間検査申請書

類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）									
(略)									

(注意)

1. ～ 4. (略)
5. 第四面関係
 - ①～④ (略)
(新設)
 - ⑤～⑩ (略)

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）

中間検査申請書

(第一面) ~ (第三面)
(略)

(第四面)
工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照会を行った図設計図書	設計図書の内容について設計者にて確認した事項	照会方法	照会結果(不場合には建築主に対して行った報告の内容)	構造耐力上主要な部分の防錆、防錆及び防蟻措置及び状況						
							特定天井に用いる材料の種類並びに						

(第一面) ~ (第三面)
(略)

(第四面)
工事監理の状況

(略)	確認を行った部位・材料の種類等	照会内容	照会を行った図設計図書	設計図書の内容について設計者にて確認した事項	照会方法	照会結果(不場合には建築主に対して行った報告の内容)	構造耐力上主要な部分の防錆、防錆及び防蟻措置及び状況						
							(新設)						

<p>当該特定 天井の構 造及び施 工状況</p>	<p>居室の内 装の仕上 げに用い る建築材 料の種別 及び当該 建築材料 を用いる 部分の面 積</p>	<p>(略)</p>	<p>建築設備 に用いる 材料の種 類及びそ の照合し た内容並 びに当該 建築材料 の構造及 び施工状 況（区画 貫通部の</p>																				
<p>居室の内 装の仕上 げに用い る建築材 料の種別 及び当該 建築材料 を用いる 部分の面 積</p>	<p>居室の内 装の仕上 げに用い る建築材 料の種別 及び当該 建築材料 を用いる 部分の面 積</p>	<p>(略)</p>	<p>建築設備 に用いる 材料の種 類並びに その照合 した内容 、構造及 び施工状 況（区画 貫通部の 処理状況 を含む。</p>																				

処理状況を含む。)									
(略)									

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。

⑥～⑩ (略)

)									
(略)									

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

(新設)

⑤～⑩ (略)

改 正 案

現 行

<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十の二 令第三十九条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十一〜十九 （略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第一項第六号、第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一〜二十四 （略）</p> <p>（指定性能評価機関）</p> <p>第七十一条の二 指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。</p>		<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一〜十九 （略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一〜二十四 （略）</p> <p>（指定性能評価機関）</p> <p>第七十一条の二 指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。</p>										
財団法人	東京都	第五十九条第	日本全	イ 本部 東	平成十	名称	住所	指定性能評価機関	指定の区分	業務区	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
財団法人	東京都	第五十九条第	日本全	イ 本部 東	平成十	名称	住所	指定性能評価機関	指定の区分	業務区	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日

2 (略)	(略)	財団法人 日本建築 総合試験 所	(略)	日本建築 センター
	(略)	大阪府 吹田市 藤白台 五丁目 八番一 号	(略)	港区虎 ノ門三 丁目二 番二号
	(略)	第五十九条第 一号から第四 号まで、第六 号から第十号 まで、第十一 号から第十四 号まで、第十 六号及び第十 七号に掲げる 区分	(略)	一号、第二号 、第五号から 第十号まで及 び第十一号か ら第二十三号 までに掲げる 区分
	(略)	日本全 域	(略)	域
	(略)	大阪府大阪市 中央区南新町 一丁目二番十 号	(略)	京都港区虎 ノ門三丁目 二番二号 口 大阪事務 所 大阪府 大阪市中央 区南本町一 丁目七番十 五号明治安 田生命堺筋 本町ビル
	(略)	平成十 二年六 月二十 九日	(略)	二年六 月十六 日

2 (略)	(略)	財団法人 日本建築 総合試験 所	(略)	日本建築 センター
	(略)	大阪府 吹田市 藤白台 五丁目 八番一 号	(略)	港区虎 ノ門三 丁目二 番二号
	(略)	第五十九条第 一号から第四 号まで、第六 号から第十四 号まで、第十 六号及び第十 七号に掲げる 区分	(略)	一号、第二号 及び第五号か ら第二十三号 までに掲げる 区分
	(略)	日本全 域	(略)	域
	(略)	大阪府大阪市 中央区南新町 一丁目二番十 号	(略)	京都港区虎 ノ門三丁目 二番二号 口 大阪事務 所 大阪府 大阪市中央 区南本町一 丁目七番十 五号明治安 田生命堺筋 本町ビル
	(略)	平成十 二年六 月二十 九日	(略)	二年六 月十六 日